

内部通報窓口のご利用方法について

ジャパン・ウェルビーイング株式会社
内部通報窓口

【内部通報窓口について】

ジャパン・ウェルビーインググループ各社内における、虐待・改ざん・不正取引などの法令違反行為を早期に発見・解決するために、内部通報窓口を設置しています。

サービスや各社に関するご意見・お問い合わせは、別途設置している各社の窓口（注1）をご利用ください。

【相談・通報内容について】

法令違反、不公正な取引など、お客様や社会の信頼を損なうような行為についての相談・通報を受け付けています。

【ご利用対象者】

ジャパン・ウェルビーインググループ役職員、退職してから1年以内の退職者（派遣従業員を含む）、業務委託先の従業員、ジャパン・ウェルビーインググループ各社と取引のある取引先の方などにご利用いただけます。

【守秘義務の遵守】

当窓口は「公益通報者保護制度」に沿って対応しています。通報者のプライバシーを厳守し、相談・通報の内容を第三者に開示または漏えいすることはありません。

【不利益な取扱いの禁止】

当窓口は「公益通報者保護制度」に沿って対応しています。通報者が当窓口を利用することにより、グループ各社から不利益な取扱いを受けることはありません。

【お願い】

当窓口から通報者に対するご本人確認、および通報者への問い合わせや回答ができるよう、お名前（本名）とご連絡先（メールアドレス）を明示してください。

グループ役職員を対象とした相談・通報窓口は別途専用の窓口（注1）を設置しています。内部通報規程に定められた通報に該当しない場合は、ほかの窓口（注1）をご案内する場合や、調査できない場合があります。

注1：各社に設置されている相談窓口の確認方法

- ・ ツクイグループ：人事ポータルサイト、各種相談窓口カード、職場の掲示ポスターなど
- ・ SOYOKAZE グループ：窓口案内チラシ
- ・ グループ役員又は執行役員に関する外部通報窓口：
西尾法律事務所（hagiwara@nishio-lawoffice.com）

【調査できない場合】

- ・ 通報者のご本人確認ができない場合
- ・ 他者からの伝聞など、通報者ご本人が不正の事実を確認していない場合
- ・ 不正が行われた事実が確認できる証拠のご提出がない場合
- ・ 誹謗中傷や名誉棄損にあたりと内部通報窓口が判断した場合

【資料の提出】

通報受付後、当窓口よりご入力いただいたご連絡先（メールアドレス）にご連絡します。またその際、不正が行われた事実が確認できる資料の提出を依頼します。ご提出いただいた資料で不正が行われた事実が確認できない場合は調査できないことがあります。

【通報方法】

上記をご確認のうえ、内部通報フォームに入力、送信してください。

≫ 内部通報窓口の利用方法を確認しました ([内部通報フォームはこちらから](#))